

広報かさま お知らせ版



問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所
 笠間・友部地区から TEL0296(77)1101またはTEL0296(72)1111
 岩間地区から TEL0299(37)6611

⑩ふるさとづくり交流事業（料理教室）の参加者を募集

（社）茨城県ふるさとづくり推進センターでは、地域住民を対象として、茨城県産農産物等を食材とした料理教室を下記のとおり開催します。

開催日 ※希望日をご連絡 ください。	2月10日（火）	2月17日（火）	3月6日（金）
①講師	クッキングスクール ネモト 主宰 根本 悦子 （ねもと えつこ） さん	クッキングスクール ネモト 主宰 根本 悦子 （ねもと えつこ） さん	中川学園調理技術専門学校 料理教室代表 中川 一恵（なかがわ かず え）さん
②場所 ※会場までは各自 でお願いします。	クッキングスクール ネモト土浦校 土浦市神立東2-29-5 TEL 029-831-3768	クッキングスクール ネモト土浦校 土浦市神立東2-29-5 TEL 029-831-3768	中川学園調理技術専門学校 水戸市見和3-663-10 TEL 029-252-7011
③時間	午前10時～午後3時	午前10時～午後3時	午前10時～午後3時
④募集人数	40名（先着順）	40名（先着順）	60名（先着順）
⑤参加者負担金	1,000円（材料費） （当日お支払い願 います）	1,000円（材料費） （当日お支払い願 います）	1,000円（材料費） （当日お支払い願 います）
⑥駐車場	無料駐車場あり	無料駐車場あり	駐車場なし ※近隣の有料駐車場を利用 できますが、混雑する場 合がありますので、 <u>できるだけ公共交通 機関をご利用願 います。</u> （有料 駐車場：1日最大500円）

申込期限 1月30日（金）

申 （社）茨城県ふるさとづくり推進センター（直接お申し込みください）

〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館内

TEL・FAX 029-301-1266

問 農政課（内線526）

「市民センターいわま」について

岩間支所庁舎は、1階に岩間支所・子育て支援センター、2階に岩間図書館・ボランティアセンター、3階に岩間公民館を備えた複合施設として生まれ変わりました。施設の名称も皆さんからの公募により「市民センターいわま」に決定しました。

新年第1回目の「広報かさまお知らせ版」発行となりました。

本年もより読みやすい広報紙作りを目指して参りますので、よろしくお願いたします。（秘書課広報広聴グループ）

【お知らせ】

- ①「パブリック・コメント手続き制度」の実施について
- ②住民登録は正しく行われていますか？
- ③65歳以上で障害をお持ちの方は住民税・所得税の控除が受けられます
- ④地域福祉活動講演会を開催
- ⑤注文していない商品が届いたら…？
- ⑥かさま環境フォーラムを開催
- ⑦下水道工事に伴う交通規制のお知らせ
- ⑧家庭教育学級を開催
- ⑨人権教育講演会を開催
- ⑩休日救急診療当番医の一部変更について
- ⑪精神障害者家族教室を開催
- ⑫茨城県庁舎の一般開放休止のお知らせ

【募集】

- ⑬再就職準備セミナーの参加者を募集
- ⑭笠間市政治倫理審査会委員を公募します
- ⑮県立水戸産業技術専門学院の平成21年度入学者の追加募集
- ⑯「笠間桃宴ふあっしょん抄」のモデルを募集
- ⑰洋菓子教室を開催
- ⑱ふるさとづくり交流事業（料理教室）の参加者を募集

①「パブリック・コメント手続き制度」の実施について

案に対するご意見をお寄せください。実施期間中、ホームページ、市役所本所、各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

案件名

「笠間市都市計画マスタープラン（素案）」

要旨

都市計画における市のまちづくりの全体像を示す「全体構想」と、地域の特性を考慮しながら身近な地域レベルのまちづくり像を示す「地域別構想」から成り立つ、おおむね20年後のまちづくりの将来ビジョンとして、都市計画マスタープランの策定を進めています。

実施期間（意見提出期間）

1月21日（水）～2月9日（月）

問 都市計画課（内線586）

②住民登録は正しく行われていますか？

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けることができるよう、引っ越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届出を行ってください。

また、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

家庭内暴力等の被害者は、申し出によって、新たな住所地でも住民基本台帳の閲覧等を制限することができます。

問 市民課（内線147）